

骨子案(2)へ追加すべき施策について

下記1に関し、下記2を追加することとしてはどうか。

記

1 骨子案(2)「損害回復・経済的支援への取組」

第12条(損害賠償の請求についての援助等)関係

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

- ・ 損害保険会社への指導等を踏まえた、適切な損害賠償が保障される制度の確立
- ・ 保険会社との示談について、加害者弁護士からの行き過ぎた行為を防止すること
- ・ 誠意のない、態度が悪い保険会社には罰金を課すこと

構成員からの意見

交通被害のとき、その保険会社の方がまず加害者に、謝りに行くのを止めるとか、実際に被害者に接するときに、その亡くなった被害者の責任を少し重く言っていくようなことがあって、事件後に被害者がさらにそれで傷付けられるということがあるように感じる。その場合、どこが関与し、指導することができるのか。

2 [今後講じていく施策]

金融庁において、策定中の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。

金融庁において、保険会社側に問題のある行為があった場合には、苦情・相談を活用し、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。